

2026 年 1 月 24 日 INIT 国民発議プロジェクト

国民民主党代表 玉木雄一郎 様

### 国民発議制度の導入・活用に関する公開質問状

平素より大変お世話になっております。

私たち、一般社団法人 INIT 国民発議プロジェクトは、日本の民主主義を健全に発展させていくために、議会制民主主義を補完する方法として、国民自身が一定の署名を集めて国会に議案を提出できる国民発議制度の導入を目指し、複数の国会議員の方々に議連を結成していただき、議論を進めています。また、中長期的には、日本の将来を左右するような重要な議題について、国会での議決に先立って、諮詢的に国民投票を行い国会の議決に参酌する国民投票制度についても導入を提案しています（[<https://init-jp.info/>](https://init-jp.info/))。

衆議院解散直後のお忙しいところ大変恐縮ですが、有権者の投票行動の一助とするため、国民発議制度の早期実現、更には中期的な国民投票制度の実現について本公開質問状への回答をお願いを申し上げます。（メール：init.111.jp@gmail.com 又は fax：03-6685-4180 ※可能ならメールでお願いします）回答締め切りは、重ねて恐縮ですが 1 月 31 日とさせてください。

取りまとめた回答は、本プロジェクトのウェブサイト上に公開します。また、国民発議制度に賛同いただける政党については、是非とも今後とも連携を深めさせていただければと考えています。ご不明な点がございましたら、INIT 事務局（init.111.jp@gmail.com）までメールにてお問い合わせください。ワードファイルにてお答え頂ける場合もメールいただければファイルをお送りいたします。

問 1 回答いただける方の所属政党とお名前をご記入ください。

所属：国民民主党

氏名：政務調査会事務局

問 2 憲法第 7 条に基づいて衆議院が解散されることについてどう評価しますか

1. 衆議院の解散は総理大臣の専決事項であり正当である
2. 総理大臣の解散権行使は、憲法第 69 条（国会による不信任等）の場合に限定すべきであり、憲法第 7 条解散を認めるべきではない。
3. 憲法第 7 条解散が認められる場合は予算や重要法案が否決された場合など国会において政策が実現できない客観的な事情がある場合に限られるべきである。
4. その他（下記に具体的にご記載ください）  
他の場合や補足がある場合にご記載下さい  
条件や方法等について検討しつつ、解散権の制限に向けて議論を進めるべきです。

問3 国民発議制度の導入について過去に検討したことはありますか。また、検討したことがある場合には、検討内容をご記載ください。

1. 検討したことがある（検討内容を以下にご記載ください）

2. 検討したことは無い

検討内容

その他

政策づくり、選挙運動の各場面で一人でも多くの国民が政治に参加している実感の持てる環境をつくるため、制度・枠組み等についてあり方を含め検討しています。

問4 国民発議制度の導入についてどう考えますか。

1. 民意は選挙によって示されるべきであり導入すべきでない

2. 議会制民主主義を補完する制度として必要であり導入すべき

3. より多様な民意を反映させるための方法の一つとして前向きに検討すべき

○4. その他（下記に具体的にご記載ください）

他の場合や補足がある場合にご記載下さい

政策づくり、選挙運動の各場面で一人でも多くの国民が政治に参加している実感の持てる環境をつくるため、制度・枠組み等についてあり方を含め検討しています。

問5 INITでは賛同者の皆さんに、特に国民発議や国民投票を実施して直接民意を問うべきテーマを募集しました。その結果、1.政党交付金、議員歳費の規制強化及び政治資金規正法の改正や選挙制度の変更などの議員や政党の利害関係に直結する政治課題、2.原発再稼働や安全保障などの国的重要方針に関する政治課題、3.選択的夫婦別姓や同性婚、尊厳死などの人生観に関する政治課題については、特に選挙とは別に民意を問うべきであるとの意見が多く寄せられました。

それを踏まえ、以下のようなテーマについて、国民発議を導入することについてどう考えますか。また、更に一步踏み込んで、国会での議決に先立って諮問的な国民投票を実施することについてどう考えますか。それをお考えを記載ください。

政策づくり、選挙運動の各場面で一人でも多くの国民が政治に参加している実感の持てる環境をつくるため、制度・枠組み等についてあり方を含め検討しています。

なお、各テーマについて党の見解は下記のとおりです。

テーマ1 政治活動費の即時全面開示や企業団体献金の禁止・規制などを含む抜本的な政治資金規正法の改正の可否

国民による発議を認めることについて

国会議決に先立って諮問的な国民投票を実施することについて

政治とカネの問題に係る国民の不信感を払拭するため、下記4点の政治改革を行います。

①企業団体献金規制強化法案を成立させ、「受け手規制」「献金上限規制」による徹底した透明性向上

- ②法令違反した場合の議員の厳罰化及び政党交付金の減額・停止
- ③政治資金監視委員会設置法案を成立させ、第三者機関による不断の監視
- ④政党ガバナンス強化法案を成立させ、政党の組織運営の透明性を向上

## テーマ 2 原発の再稼働、新增設の可否

国民による発議を認めることについて

国会議決に先立って諮詢的な国民投票を実施することについて

脱炭素化を求める世界的な流れが加速する中、原子力は発電時に CO<sub>2</sub> を排出しないという観点から、カーボン・ニュートラルに大きく寄与します。加えてエネルギー価格高騰が叫ばれる昨今において資源価格の影響を受けにくく、出力が安定的であるという観点から、エネルギー安全保障にも大きく寄与します。

安全確保を大前提とした上で、原子力発電所の再稼働・リプレース・新增設や核融合等で安価で安定的な電力確保とエネルギー自給率 50%を実現します。

安定供給の要である火力発電の高効率化、低炭素化等を促進するとともに、原子力や再生可能エネルギー等他国依存度の低い電源を積極的に活用して、電源のベストミックスを実現します。

## テーマ 3 いわゆる安保関連法や非核三原則の変更の可否

国民による発議を認めることについて

国会議決に先立って諮詢的な国民投票を実施することについて

日本の外交・安全保障の基軸である日米同盟を堅持・強化しつつも、米国に過度に依存し過ぎている日本の防衛体制を見直し、「自分の国は自分で守る」ことを安全保障政策の基本に据え、必要な取り組みを行います。

日本が唯一の戦争被爆国として、「非核三原則」を堅持し「核兵器のない世界」を実現するため、積極的に核保有国と非核保有国の橋渡しに取り組み、国際社会において主導的な役割を担うよう、全力で取り組んでいきます。

## テーマ 4 いわゆる安保関連法や非核三原則、日米地位協定等の変更の可否

国民による発議を認めることについて

国会議決に先立って諮詢的な国民投票を実施することについて

日本の外交・安全保障の基軸である日米同盟を堅持・強化しつつも、米国に過度に依存し過ぎている日本の防衛体制を見直し、「自分の国は自分で守る」ことを安全保障政策の基本に据え、必要な取り組みを行います。

日本が唯一の戦争被爆国として、「非核三原則」を堅持し「核兵器のない世界」を実現するため、積極的に核保有国と非核保有国の橋渡しに取り組み、国際社会において主導的な役割を担うよう、全力で取り組んでいきます。

日米両国の信頼関係に基づき、平和安全法制の見直しや地位協定の見直しに加えて、非対称的な双務性を定めた日米安全保障条約の将来像についても日米間で議論を行います。

## テーマ 5 選択的夫婦別姓を認める戸籍法等改正の可否

国民による発議を認めることについて

国会議決に先立って諮詢的な国民投票を実施することについて

戸籍制度を維持しつつ、婚姻によって氏を改めることにより社会生活上の不利益の防止や個人のアイデンティティ保護の観点を踏まえ、幅広い合意形成を得た上で、選択的夫婦別姓制度を導入します。多様な家族のあり方を受け入れる社会をめざします。

問 6 その他のテーマについて、特に国民の民意を直接確認した方が良いと考えるテーマはありますか。そう考えるものにチェックをしてください（複数回答可）。

1. 同性婚を認める法律の制定
2. 消費税の減税・廃止
3. 社会保障の給付と負担のバランス
4. 衆議院小選挙区での決選投票制度の導入
5. 被選挙権年齢の18歳への引き下げ
6. 地方自治体において住民の署名による住民投票を認める制度の導入
7. 死刑制度の廃止
8. その他（下記に具体的にご記載ください）

他の場合や補足がある場合にご記載下さい

現時点で、国民の民意を直接確認すべきテーマはないが、今後も政策づくり、選挙運動等の各場面で一人でも多くの国民が政治に参加している実感の持てる環境をつくるため、制度・枠組み等についてあり方を含め検討しています。

お忙しいところ、最後までご回答いただきありがとうございました。

最後に、回答への問い合わせが可能な連絡先をお知らせください。（確認の必要性が生じた場合に限り、こちらからご連絡いたします。）

ご担当氏名：[国民民主党政務調査会事務局](#)

電話番号：

メール：

INIT（国民発議プロジェクト）共同代表：水上貴央/元山仁士郎

URL: [<http://init-jp.info/>](<http://init-jp.info/>)

E-mail: [init.111.jp@gmail.com](mailto:init.111.jp@gmail.com)

以上